

保医発 0305 第 1 号
令和 6 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）については、令和 6 年厚生労働省告示第 60 号をもって改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「掲示事項等告示」という。）が、令和 6 年厚生労働省告示第 56 号をもって改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたことに伴い、関係する医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における薬剤の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が薬剤を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。
- 2 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（令和 6 年 2 月 14 日保発 0214 第 1

号)に基づき、算出したこと。

3 薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 264	3, 567	2, 060	26	12, 917

4 関係通知について以下のとおり改正する。なお、(2) から (8) までの規定については、令和6年4月1日より適用する。

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成25年12月13日付け保医発1213第6号）の記の2の(9)及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成30年12月13日付け保医発1213第2号）の記の3の(10)を削除する。
- (2) 「薬価基準の一部改正について」（平成11年5月7日付け保険発第69号）の記のⅡの3、「薬価基準の一部改正について」（平成11年8月13日付け保険発第112号）の記のⅡの6、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成15年12月25日付け保医発第1225001）の記の2、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成16年12月8日付け保医発第1208001号）の記の2の(2)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成17年4月6日付け保医発第0406001号）の記の2の(1)及び(2)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成20年6月20日付け保医発第0620002号）の記の2の(1)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年9月18日付け保医発0918第5号）の記の2の(1)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成25年5月31日付け保医発0531第2号）の記の2の(1)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成27年2月23日付け保医発0223第2号）の記の2の(4)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成28年4月19日付け保医発0419第1号）の記の2の(4)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成29年11月21日付け保医発1121第11号）の記の4の(2)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成29年11月21日付け保医発1121第11号）の記の4の(7)並びに「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和2年12月10日付け保医発1210第1号）の記の3の(6)を削除する。
- (3) 「薬価基準の一部改正について」（平成11年6月11日付け保険発第84号）の記のⅡ中「コンビビル錠及びエンペシドトローチ」を「コンビビル配合錠」に改める。

- (4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成 14 年 12 月 13 日付け保医発第 1213001)の記の 2 の(1)中「カルタン錠 250、同細粒 83%」を「カルタン錠 250」に改める。
- (5) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 17 年 1 月 7 日付け保医発第 0107001 号)の記の 2 中「エプジコム錠、レクシヴァ錠 700」を「エプジコム配合錠」に改める。
- (6) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 1 月 16 日付け保医発第 0116001 号)の記の 2 中「インテレンス錠 100mg、シーエルセントリ錠 150mg」を「シーエルセントリ錠 150mg」に改める。
- (7) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 22 年 9 月 17 日付け保医発 0917 第 1 号)の記の 2 の(4)中「パシル点滴静注液 1000mg、パズクロス点滴静注液 1000mg」を「パズクロス点滴静注液 1000mg」に改める。
- (8) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 9 月 3 日付け保医発 0903 第 1 号)の記の 4 の(6)中「ユルトミリス点滴静注 300mg、同 HI 点滴静注 300mg/3mL 及び同 HI 点滴静注 1100mg/11mL」を「ユルトミリス HI 点滴静注 300mg/3mL 及び同 HI 点滴静注 1100mg/11mL」に改める。
- (9) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 4 月 19 日付け保医発 0419 第 1 号)の記の 2 の(2)の⑤の次に⑥及び⑦を加える。
- ⑥ 本製剤はエボロクマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できる。
- ⑦ 本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。